

政令第二百四十七号

統計委員会令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（委員会の運営）」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第三項中「は、」の下に「分科会及び」を加え、同条を第三条とする。

第一条第一項中「統計委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会及び分科会」に改め、同条第二項中「委員長」の下に「（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。次項において同じ。）」を加え、同条第六項中「は、」を「（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（分科会）

第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第五十五条第三項の規定により委員会の権限に属させられ

た事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

統計委員会の所掌事務の的確な遂行を図るため、統計委員会に新たに評価分科会を置く等の必要があるからである。